

令和3年度第3回社会教育委員会議 議事録

- 日 時 令和4年2月17日(木曜日)午前9時30分から午前11時32分
- 場 所 市役所第2別館 第2会議室
- 出席委員 城戸邦之委員、矢野憲文委員、香川真澄委員、河崎知治委員
榎崎八由美委員、富永恵美子委員、長谷川義明委員、大本章男委員、
能勢俊勝委員、平中政明委員、吉本光良委員
- 事務局及び出席者 岡原教育部長、船林社会教育課長、池田課長補佐
安藤係長、柿並係長、來嶋係長、縄田主事
- 会議次第
 - 1 委員長あいさつ
 - 2 報告 『公民館の地域交流センター化について』
 - 3 協議 「社会教育推進の指針について」
(資料 令和4年度社会教育推進の指針 案)
 - 4 その他
 - 5 社会教育課長あいさつ

開 会

事務局

皆さま、おはようございます。本日は悪天候の中、本会議にお越しいただき、ありがとうございます。ただいまから令和3年度第3回社会教育委員会議を開催させていただきます。

本委員会の事務局を担当しております。社会教育課の來嶋です。よろしくお願ひいたします。県内において新型コロナウイルスの感染が増加しており、蔓延防止措置が20日まで発令されておりますが、本委員会の重要性を鑑み、開催させていただく運びとなりました。ご了承いただくようお願い申し上げます。会議をなるべく短時間で終了できるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、本委員会は山陽小野田市執行機関の附属機関に属しますので、会議の公開における要綱により議事録をホームページで公開させていただきます。また、本委員会規則第3条2にありますように、本日は14名中11名のご出席をいただいておりますので参加者数が過半数に達しており、本会議が成立しますことをお伝えいたします。

また、長谷川委員は他業務がありますので、会議途中でご退室されます。

本日の会議の次第は、表示の裏に記載しております次第にそって会議を進めさせていただきます。

初めに吉本委員長からご挨拶をいただきたいと思います。

委員長あいさつ

委員長

おはようございます。昨年7月、急に公民館のセンター化という話をお聞きして、皆さま方のご意見をいただいて、9月に提言書を出すことができました。ありがとうございます。それから今年にはコロナが3年目になって、大分慣れてきましたけど、環境がどんどん変わっております。保育園も、2つ減って、それが1つになるそうです。

それから津布田小学校がこの3月に閉校になります。あと新聞のコピーを資料として持ってきました。宇部日報には私の職業的に由々しき事態が載っています。3000人規模の共同墓を作ろうという話。それから2月11日の新聞では、長門市で、第1子、2子は、出産祝い金5万円、10万円。第3子になったら、50万円、第4子は100万円を補助するということが、ゆりかごから墓場までという話になりつつあります。そしてこの公民館のセンター化ということが、来年度からは実施されるようでございます。どんどん変わることがあると思います。

また、来年度になると、このセンター化がどうなるかということを見守っていかねばなりません。皆さま方のご意見をよろしくお願いします。

事務局

ありがとうございます。ここからの議事の進行につきましては、委員長にお願いします。

議 題

委員長

はい。次第にそって進行させていただきます。それでは公民館の地域交流センターについて、経過報告をよろしくお願い申し上げます。

事務局

失礼します。公民館の地域センター化についての経過と現状について説明をさせていただきます。その前に9月1日の第2回社会教育委員会議におきまして、社会教育委員会としての提言書をまとめていただきまして、本当にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

その後の経過について説明させていただきますと、そのときの社会教育委員会議での提言を受け、教育委員会、また教育委員さんの中で意見を調整し、9月16日に行われました第1回総合教育会議において、この提言をベースに教育委員会から市長部局への意見を提出させていただきました。その内容は、大きく四つの柱としております。一つ目は、センター化に当たって、これまでの社会教育を衰退しないよう、学びの継続をしっかりと行うこと。二つ目は、各地域で活発に行われている地域の共同活動が衰退しないようにし、センター長が第2コーディネーターの役割を継続すること。三つ目は、施設の公共性を担保すること。四つ目は、社会教育に関する適切な人材、人員の確保と、予算を確保すること、この四つでございます。

その後、10月14日の第3回総合教育会議におきまして、それらの意見について、市長部局のほうから回答があり、市長と教育委員会で、センター化についての共通理解を得たというところがございます。その後は12月市議会定例会におきまして、センター化条例や公民館廃止条例などの関連議案が賛成多数で可決されたところです。現在は、市長部局、教育委員会で

それぞれ、関連する規則や、規程等の改正、また廃止などの手続、施設の所管替えについての手続等を進めているところです。

また、2月下旬から3月にかけては、各地域の公民館運営協議会において説明を行ってまいりたいと考えております。それらを経て、4月1日に地域交流センターがオープンする運びです。

なお、社会教育課におきましては、センター化後も生涯学習の事業を、これまでどおり社会教育課のほうで積極的に関与し、実施していきます。そのことについても、市長部局と調整をしているところでございます。簡単ですが私からの説明は以上でございます。

委員長

はい。ありがとうございました。今事務局の方から説明がありましたが、質問等ある方はお願いします。

委員

今、各地区の公民館運営協議会で、説明をされると言われましたが、誰が説明をされるのですか。

事務局

市民活動推進課と社会教育課、双方が伺いまして説明を行います。

委員

市長部局から、この会議で今までの経緯等や、12月には議会に議決もいただきましたとか、そういう説明ぐらいあってもいいのではないかな。市民の皆さんが今すごく混乱しているのではないですかね。話が前に進まないから、何をしているのか、何をすればいいのかと混乱していると思います。しっかり市民の皆さんに説明をしたほうが親切じゃないかなと私は思います。以上です。

事務局

教育委員会の岡原です。市長部局から説明があったほうがいいのではないかというご指摘をいただきましたが、去年センター化についての話題を出したときに確かに市長部局の市民活動推進課から担当者が来てご説明をさせていただいたところでございます。今回は経緯の報告ということで、議決もいただきましたので、舩林課長のほうから説明をさせていただいたところですが、この内容に関しましては、市民活動推進課担当とセンターの担当者が参りましても同じ内容でお話し出来たと考えております。議会の審議を経て、市長部局と教育委員会が考え方を合わせながら、ご審議いただいたところでございます。この場に市長部局の担当者と呼んでいなかったということは少し考えが及ばなかったなというふうに私も反省しておりますが、ご理解いただければと思います。それから市民の皆様への説明については、これも課長が説明しました通り、各地区の公民館運営協議会に出かけまして、市民活動推進課、そして私どもの双方からご説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員

私のところも3月3日に地区の公民館運営審議会を予定しております。是非、そのときには正確な説明をお願いしたいと思います。正確な説明をしないと、市民の皆さんは混乱をされると思います。そこを一番危惧しております。その辺を市長部局としっかり協議していただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長

はい、他にありませんか。どうぞ。

委員

今は、公民館運営協議会での説明ということでしたが、公民館運営審議会はどのようにされるのですか。

事務局

公民館運営審議会にも、説明は必要と考えておりますが、このような状況ですので、どうするかということを決めかねている状況ではございますが、最終的に経過の報告はさせていただきたいと考えております。

委員

公民館運営協議会で説明する前に、やはり公民館運営審議会に話を通しておかなければ、不満を感じる委員もいると思います。そこの筋は通していただけたらと思います。

委員

今、公民館運営協議会での説明ということがありましたが、当然そういった地域の役職に当たっていらっしゃる方々が理解しておくということも大切ですが、一般の住民に対しての説明についてはどのように考えているのでしょうか。特に公民館を利用しているクラブ、あるいは講座に通っている人たちから、公民館のセンター化について、実際どう変わるのだろうかというような不安な声を聞いております。地域の役職がある方々には説明があるのだろうが、一般の地域住民は、具体的にどう変わるのか、センター化したらどういうメリットがあるのか、全く知らされてないと聞いています。そのため地域住民に対する広報活動はどのようにしていくのかをお聞きしたいと思います。

その辺の広報活動をすることによって、センターの活用というのが、より一層、充実してくるものと思っております。

また、啓発活動することによって、今度は社会教育活動も推進できると思います。

事務局

まずは、公民館運営協議会で地域の方に説明をしていきたいと思っております。市民には、市の広報で出たぐらいで、あまり周知がされてないと感じているところがございます。そのため公民館のセンター化についての丁寧な説明を記載したものを、教育委員会と市長部局ですり合わせをして作成し、公民館の利用者にお配りしていきたいと考えております。

また、社会教育事業である公民館クラブ、それから主催講座に関しては、センター化後も同様に行っていきたいと考えており、その辺りもしっかりとお知らせをしていきたいと考えております。

委員

今の話について、まず2月末に行われる公民館運営協議会での説明を受けて、そこで住民からの質問が出るといいます。だからプリント配付などではなく、実際に説明会を住民対象に開いていただければなと思います。そういう説明が書いてある紙を配ってもセンター長が説明するようになると思いますが、各センターで話が食い違ってはいけませんし。年度は替わるかもしれませんが、早い時期に住民対象の説明会というものをやっていただければと思います。

委員

そもそも市長部局の方は、センターになってどうなっていくとか、どういうふうに扱っていくというのは具体的に決まっていらないのではないですか。

事務局

それは地域運営組織のことをおっしゃられているのでしょうか。

委員

その地域運営組織も、もちろんそうなのですが、今の公民館がセンター化して、どういう立ち位置でどういうふうなことをするかということも、決まっているのですか。これは市長部局の問題でしょうが、細かいことは別にして具体的な方向性は決まっているのですか。

事務局

施設利用に関して、使用申請書や減免の措置、市外の方がいくら割増しになるという措置とか、そういったことは規則のほうで決まっております。

委員

いや、そういったことではなくて、具体的にその地域でセンターをどのように運用していくのか、まだ決まっていないのですか。

委員長

すいません。話が色々飛んでおりますが、まず市長部局のどこが管轄なのですか。

事務局

市民活動推進課です。

委員長

そこには何人いるのですか。

事務局

今正確には分かりませんが、7、8人ぐらいだと思います。センターの担当だけでなく、様々な事業をしておりますが、全部でそのくらいです。

委員

例えば、今度公民館長がセンター長という名目になるわけですね。そのセンター長さんはどういう業務を行っていくのか、どういうことをしていくのか、市長部局内でそこが決まっていなければ説明のしようがないのではないですか。

事務局

私の方ではお答えしかねるところです。

委員

この説明云々という問題は、教育委員会ではなく、市長部局が説明せざるを得ないということだと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。次の社会教育推進の指針について、話を進めていきたいと思えます。この話の中に、今後のセンターについても出ております。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局

失礼します。別冊の山陽小野田市社会教育推進指針をご用意ください。

令和4年度から社会教育の拠点施設であった公民館が、市長部局主管の地域交流センターとなります。これまで、委員の皆様にはご尽力いただき、提言提出をしていただいたところです。教育委員会としても重く受けとめ、市長部局への働きかけを行い、社会教育分野においては引き続き、教育委員会主導で行うことが決まりました。

先ほど課長が申し上げましたように、学びの継続、センター長の地域学校協働活動におけるコーディネート機能維持、公共性の担保、予算確保等、提言いただきましたように進めることができそうです。

ただし、これで従来の社会教育が十分に担保されるとは限りません。教育委員会としても、しっかりとした考えをもとに令和4年度のスタートを切らなければならないと考え、社会教育推進指針の大幅な改訂に着手しました。

本指針をもとに令和4年度からの社会教育が新たにスタートしますので、大変重要なものとなります。長年にわたり、本市の社会教育推進のためにお力添えをいただいている皆様のご意見をもとに指針の改訂に望みたいと考えております。後ほどのご協議で忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。なお、本指針策定に関しては、本市協創指針、本市教育大綱も参酌しております。

それでは、ご説明いたします。全てを読み上げる時間はありませんので、ポイントのみ絞って説明いたします。

まず、改訂に関してというところで、改訂した経緯、社会教育の重要性、必要性を教育基本法12条、本市教育大綱、協創指針を交え説明しております。1段落目に社会教育の定義。常に心に留め置くため冒頭に配置しました。2段落目に本市社会教育行政の現状、3段落目に教

育基本法に基づいた社会教育の在り方、4段落目に策定中の教育大綱の視点からの社会教育の重要性・必要性を示し、最終5段落には本指針の目標の豊かな人間性を備えた活力と笑顔あふれる市民の育成、市民一人ひとりが活力と笑顔あふれる地域社会づくりを定めました。目標に関しては、教育基本法12条の「個人の要望」「社会の要請」という文言、本市教育大綱の目標を土台に定めたものです。

改訂に関しては以上です。

委員長

はい。どうもありがとうございました。今の説明した部分に関してご意見がございましたらお願いします。特にないようですが、後ほどまとめてご意見をお聞きしたいと思います。

事務局

はい、ありがとうございます。続いて次のページをご覧ください。

このイメージ図は従来の図に少し手を加えたものです。2つの基本方針から協創指針のめざすところ「未来の山陽小野田市」のための新しい価値の創出へと繋げています。これらの方針をもとに実践を掲げ、活動領域へと細分化されていきます。中身についてはこのあと説明いたしますので、図については中身の説明をさせていただいた後にご意見をいただけたらと思います。

それでは基本方針について説明します。教育行政の観点から「学び」から生まれる「ひとづくり」「地域づくり」としてしています。これらは従来と変わりませんが、教育大綱との整合性の観点から方針1の方はサブタイトルを地域課題に気付く人材から、豊かな人間性の育成へと変えました。方針1から方針2へのつながりは、自己実現、豊かな個があつてこそ、地域課題に気付き、課題解決へと進むことができるというイメージです。方針2は従来通りです。方針1、2ともに市長部局との連携協働を軸としております。以上です。

委員長

今、事務局の方から説明をしていただいた基本方針について、ご意見がある方はお願いします。はい、どうぞ。

委員

言葉に対する質問ですが、地域協育ネットという言葉は従来からありましたか。基本方針2の2行目でございます。また地域協育ネットの枠組みを生かした云々というところの地域協育ネットという言葉です。

事務局

これは新しく入れたものです。こちらの地域協育ネットというのは、基本的に中学校区をベースとして、様々な関係団体、地域団体、企業、各小中学校の緩やかなネットワークのことを地域協育ネットといいます。山口県としては、地域連携教育を進めたいという意向がありまして、例えば竜王中校区でのりゅうみんネットのようなものをしっかり活かし、それを地域課題解決に繋げるということ、大変重要に思っております。実際に私が竜王中学校に在籍していた時は、大変地域活動が活発で、学校支援のみならず、地域貢献、地域づくりにも波及しておりました。きららビーチのトイレにあるモザイクアートや、トイレの清掃、まさにその地域を

活発にする取組であります、そういった仕組みを活かしていきたいという思いからこの文言を取り上げた次第です。

委員

恐らく、委員さんが言われたのは、公のものである社会教育の推進指針の中に山口県の造語である文言をいれるのはどうなのか、という意見であると思います。私もそう思います。もしそういう文言を使うのであれば、その下に米印として、地域協育ネットとはこういうものだという注釈が必要ではないですか。

事務局

ありがとうございます。注釈をつける形にしたいと思います。この先、同様に注釈が必要なものも出てくるかと思しますのでそちらのほうも見ていただければと思います。ページの下に載せるのか、最後のページにまとめて載せるのかはこちらで考えていきたいと思いますが、そういった方向性で修正していきたいと思っております。

委員長

はい、ありがとうございました。ほかにありますか。はい、どうぞ。

委員

竜王中学校区では子ども達がたくさん外に出ており、説明があった壁画や、他のところにも学生の作品があります。今後、より学校との連携、地域との結びつきが強くなっていくことですね。学校との連携を、今を土台にしてより強くしていかななくてはならないということですね。

事務局

はい。

委員長

はい、ありがとうございました。いいですか。次に行ってもらいましょう。

事務局

はい。次は同じページの下の部分の説明になります。これは本市が平成21年から掲げているプロジェクトです。来週の21日の月曜日、このプロジェクトの研修会をオンラインで開催する予定です。こちらの地域力・学校力・家庭力向上プロジェクトの実践という記載について、表現を多少変更追加しています。表現の追加ですが、皆さんの机の上に推進員のハンドブックを置かせていただきましたが、令和4年度から、これまで学校と地域のつなぎ役としてご尽力いただいた地域コーディネーターという方がいらっしゃいますが、その方を市が委嘱して、地域学校協働活動推進員として引上げを行わせていただくことになっております。この推進員の方には、これまでどおり地域と学校のつなぎ役として、引き続きご尽力いただきますが、推進員は学校支援という視点に加えて、地域貢献、地域づくりという視点を踏まえてもらって活動をお願いするということが、このハンドブックに書かれております。こちらを指針に追記として記載をさせていただいております。最初の段落の地域学校協働活動推進を委嘱することがで

きるようになりました、法改正を受けて本市でも、ということがつらつらと書かれております。この推進員についての追記があること、並びに公民館長、括弧で現センター長としておりますが、こちらのほうも、しっかりと記載をしていきたいということで残しております。

それから次のページをご覧ください。次のページの1番上、地域学校協働活動推進委員と同じく、このプロジェクトの要になるのが社会教育主事、括弧で社会教育士と書いております。社会教育主事の役割を、従来のものより少し具体的に明記をするようにしました。プロジェクトの実践例としては、これまで行っていたものを書いております。

実践内容についての説明は以上です。

委員

地域学校協働活動推進員について、これは市の委託になっていますよね。報酬は出るのですか。

事務局

はい。地域学校協働活動推進員になる前の地域コーディネーターにも、謝金という形で、単位上限はありますが、時間単位でお支払いをしておりましたので、委嘱してからも当然ながら、謝金のほうは引き続きお支払いします。

委員

プロジェクト実践例、上から2行目、社会教育士が括弧にしてありますが、社会教育主事は社会教育士じゃないですよ。現地域交流センターの後に括弧で公民館と書いてあるところは、置き換えの名前としてイコールの関係であるので正しいと思いますが。この場合は社会教育主事と社会教育士はイコールではないから、括弧で括らずに社会教育主事及び社会教育士という並列の表現に変えたほうがいいと思います。

事務局

ありがとうございます。そのように修正させていただきます。

委員長

社会教育主事の資格取得の予算は来年度つくのですか。

事務局

来年度については予算要求をしております。

委員長

現在、社会教育主事は何名いるのですか。

事務局

市の職員で、現在4名います。

委員

関連した質問ですが、市では社会教育主事を育てようとしているのか、それとも社会教育士を育てようと考えているのか。その辺が肝心で、これからは社会教育士をしっかりと広げていくという考えを持ったほうがいいと思います。その方が市長部局の方にも、訴えがきちんと効く。そういう立場から、もっと底辺を広げるという意味で、資質を持った方を社会教育士に育成するという方向で行った方が、広く要請ができると思います。

事務局

教育委員会としてはこれまでどおり社会教育主事講習に1名派遣することについて予算要求をしております。それとは別に、この度初めて市長部局の方で、社会教育士育成事業ということで予算要求をしております。現在、市の職員に4名社会教育主事の資格を持った方がいますが、追加の講習を受け、社会教育士になっていただくという事業も進めております。

現在、社会教育主事は1か月程度研修に行けば教育委員会の中では、社会教育主事の任命がされます。

また、教育委員会を外れても社会教育士と名乗れますので、社会教育士としても活動していただきたいというふうに考えております。

委員長

はい、説明がありましたけど、いいですか。次に進みたいと思います。よろしく願いします。

事務局

はい、ありがとうございます。次のページをご覧ください。こちら具体的な内容を示したものになります。分野別努力事項ということで、1番から最後の家庭教育までの6番が分野別にブロック事項として記載されています。事前に目を通されている方もいるかもしれませんが、しばらくお時間をとってお読みいただく時間をとりたいと思います。委員長いかがでしょうか。

委員長

はい。それでは休憩しながら読んでいただきたいと思います。それでは10分間休憩をとります。

休 憩

委員長

はい。それでは時間になりましたので議事にもどります。分野別努力事項、第1交流地域交流センターにおける社会教育活動、これに対してはどうでしょう。はいどうぞ。

委員

重要であろうと思われる項目が括弧で括ってありますよね。例えば、冒頭の地域交流センターにおける社会教育活動の前書きの部分ですが、この指針では基本的に、ひとづくりと地域づくりが大きなキーワードですよね。その間に、つながりづくりという文言も括弧で括ってあるがこれは、何を意図するか。それから、次の(1)の中のきっかけづくりも括弧で括ってある。

基本的にはひとづくりと地域づくりの2つを実践していくということであるのに、同じように何々づくりという文言が括弧で括ってある。この括弧は何故必要なのですか。

また、センター長がいて、地域コーディネーターがいて、地域学校協働活動推進員と様々な役割の言葉が出てきます。少し戻りますが、公民館長は第2コーディネーターとすると書いてある。この第2コーディネーターとは何なのでしょう。それから(2)の中に地域コーディネーターである地域交流センター長とも書いてある。こういった重要な役割である肩書がいくつも出てきておりますが、誰がどの役割を担うということがいまいち不明です。

事務局

まず、つながりづくりと、きっかけづくりというところに括弧を付けたところに関してですが、あえて括弧で括らせていただきました。先ほど委員さんがおっしゃったように、社会教育の大きな役割はひとづくりと地域づくりということが、従来から言われています。今はそれに加えて、つながりづくりやきっかけづくりというような言葉が出てきています。現在個々に動いている、つまり、皆さま方、地域団体、また個々の人たちが、緩やかなネットワークを構築していくことで、持続可能な社会が構築されていくのではないかという思いもあり、また中央教育審議会の答申にも、社会教育を基盤とした、ひとづくり、つながりづくり、地域づくりという言葉が出ているというところもありまして、この言葉を社会教育活動のところに記載しております。

二つ目のきっかけづくりについて説明します。以前から公民館利用者の固定化ということがよく言われており、新たな人を公民館に招く必要性についても、社会教育課の課題であったと思います。なぜ公民館に人が来ないのかという問題について、楽しさ、やりがいというようなところから、新たな人たちが公民館に来るきっかけを作っていきたいという思いから、きっかけづくりを括弧で括らせていただいております。

それから、コーディネーター、地域学校協働活動推進員、第2コーディネーターという役割について、毎年新たな言葉がいっぱい出てきて分からないというご指摘もよくいただいているところですが、公民館長は第2コーディネーターとして、従来から位置づけをさしていただいております。第1コーディネーターにあたる方というのが、地域の方をお願いをしている学校と地域を結ぶような役割を担っていただき、地域の学校への支援、地域貢献等の活動をしていただいている方になります。その方は学校側に軸足として動いていただいております。逆に言えば公民館長は、地域側に軸足を置いて動いていただくということで、第1コーディネーターと第2コーディネーターという名前にしております。第1コーディネーターに関しては、先ほど説明があったように地域学校協働活動推進員として、教育委員会が委嘱をするので、公民館長にもそういった委嘱ができればよかったです。公務の関係もあって委嘱が出来ません。ただ同じ役割を担ってほしいという思いもあり、来年度から第1コーディネーターという名前が無くなるということから、第2コーディネーターという名前ではなく、地域コーディネーターとさせていただきます。

委員長

はい。どうでしょう。はい、どうぞ。

委員

どういう意図を持って、つながりづくり、きっかけづくりを括弧で括っているが、いかにこの二つが重要であるかというような趣旨は分かる。それを否定するわけではない。ただ、基本方針が、ひとづくり、地域づくりである中で、その2つと並列にすると文脈的におかしいのではないかと思います。

あと、先ほどから第1コーディネーター、第2コーディネーター、それから地域学校協働活動推進員と様々なネーミングが出てきますが、新しい体制になるにつれ、コーディネーターという便利な言葉がたくさん出てきて非常にわかりにくく、整理されていないと感じるということを上申したかった次第です。以上でございます。

事務局

委員さんのおっしゃる趣旨は大変よくわかりました。もう少しすっきりとした形で、この文面を整理していきたいと思えます。それからコーディネーターに関しては、以前から分かりづらいうご意見をたくさんいただいており、他のコーディネーターともイメージ的に重複してしまうところもあり、もう少し時間をかけてここは整理していかないといけないという課題はあります。ただ今回の指針には反映出来そうもないので、もう少し時間をいただきながらこのコーディネーターという言葉に関しては、整理をしていかなければいけないと思っております。位置づけとしては、今までの公民館長さんが担っていただいております第2コーディネーターについては継続してその役割を担っていただいて、第2という言葉がふさわしくなくなりますので、地域コーディネーターという言葉に置き換えたというふうなイメージを持っていただければと思えます。

委員長

はい。どうもありがとうございます。この指針は公になるので一般の人が見て分かるのかということが重要です。はいどうぞ。

委員

私は今、放課後子ども教室のコーディネーターをしていますが、公民館長さんが、第2コーディネーターと命名されたおかげで、すごく協力的になってくださいました。そういった名前がつくということはとてもいいことだと思いますので、しっかり整理していただきたいと思えます。

委員長

はい、ありがとうございます。はい。それでは先に進ませてもらいます。2、3、4、5をまとめて進めていきたいと思えます。ここについてなにかございましたらお願いします。

委員

よろしいですか。5番の青少年健全育成活動について、課題としてSNSに関するトラブルやメディアコントロールの取組等が挙げられていますが、今年の4月から18歳が成人年齢になりますので、中学卒業から3年で成人として社会に出ていく、そこが大きな課題になってくると思えます。そこの支援もしっかりしていかなければいけないかなというふうに感じておりますので、その辺りの文言をどこかに取り込んでいただければと思えます。

委員長

はい。成人年齢が18歳になるということを入れていただきたいということですか、はい、どうぞ、お願いいたします。

事務局

少し検討させていただきたいと思います。

委員長

はい、貴重なご意見をありがとうございました。ほかに何かありませんか。2、3、4、5について。はいどうぞ。

委員

2番の図書館活動の最後、新たな利用者層の開拓、市民参加の図書館づくりを推進するという部分についてです。少し戻りますと、つながりづくりですとかきっかけづくりですとか、連携、協働などが出てきましたけれども、いつでもそれが1番難しいですね。新たな利用者層の開拓とか市民参加のところでいつもつまずいてしまいます。そういうつながりになる物や人というのは、具体的に構想があるのでしょうか。それとももう従来の役割の中に新たな役割として、地域コーディネーターの人たちに役割を担っていただくということなののでしょうか。これはすごく難しい問題なので、ぜひ私も参考にさせていただきたいと思います。

事務局

市民参加の図書館づくりというところに関しては、現在、図書館協議会を中心として、様々な方に参加していただいて、活動を進めているところですが、まだまだ不十分というところもあるかもしれません。そういったところをしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

新たな利用者層の開拓については、この度電子書籍を導入しており、1回電子書籍の登録をしていただければ、スマホやパソコンで書籍を閲覧できるというシステムを昨年10月以降、開設しております。これまで図書館とあまり縁がなかった方々も図書館を利用させていただきたいということをおっしゃっているところがございます。

委員

図書館の、4番目、5番目に子育てや高齢者福祉等に役立つ資料の提供に努めるとあります。図書館でも公民館でもやっていらっしゃる子育て講座の中で、こういう本が役立つ、こんな絵本があるというふうに資料提供をされたらいいと思います。そして今、市の広報に、読書の紹介がありますよね。学生の部、司書の部という形で。あれもとても良いことだと思います。高校生が紹介をすることで、口コミでどんどん広がって、図書館に行ってみようと思う人が増えるのではないかと思います。

委員長

はい、ありがとうございました。埴生小中学校に大きな図書館があって、市民の利用が可能であるが、コロナで行けないから、困っているところです。

委員

今、言われましたことに関しては、図書館はすごく力入れています。こういった本が今注目されているとか、こういった本がいいと紹介は毎月のように実施しています。様々な地域から、あるいは作家さんと呼んで、資料の紹介等をしています。あと先ほど言われた高校生の推薦する本のコーナーを作ったりしています。来月、図書館協議会のほうがあるので、具体的に方針が決まってこようかと思いますが、それはもう力を入れています。

委員

すいません。文化財部分の活用のところで2番目の指定文化財を適切かつ、計画的に保存管理ということがあります。現在青年の家の2階に指定文化財がたくさんありますが、青年の家もあと何年かで解体というお話を聞いておりますが、そこにあるものはどこに保存されるのか。それと加藤公会堂に古式行事保存会の道具が置かれています。倉庫といっても頑丈でなく、簡易倉庫のようなもので、昨年市から応援を受けまして、100何万かけて倉庫を修繕しましたが、これは一時しのぎであそこに大事なものを保管するのがいいのか悪いのか分からない。大切なものでありますので、今後どのように管理していくのかお伺いしたいと思います。

事務局

現在青年の家の2階に置いています文化財資料、民俗資料等に関しては、委員さんがおっしゃるように、青年の家が解体となる前に移動しなければならないことは事実でございます大きな課題と捉えております。現在はどこに移すのかということは決定しておりませんが、必ずその課題をクリアしていく必要があると考えております。

また、加藤公会堂にごございます古式行事保存会の道具等は、昨年立派な倉庫を造っておられますので、当面そちらで保管をしていただければというふうに思いますが、市の方でも、保存管理については、積極的な支援をしていきたいと考えております。

委員

家庭教育のところですか。最初の丸のところでは就学時健診での子育て講座、地域交流センターの後に括弧で括って、または学校でと書いてありますが、これだとセンターで行われているものが学校でもやっているというようにとれますが、学校は学校で独自に開催されているものであると思いますので並列の表現にした方がいいと思います。

事務局

はい、そのような形にさせていただきます。ありがとうございます。

委員長

はい、よろしく願いいたします。今6番に入りました。はい、どうぞ。

委員

5番の青少年健全育成について、地域・学校・家庭の参画を得て、地域ぐるみで青少年を支える活動を継続するとありますが、具体的にどういうことをされているのかということをお聞きしたいです。それと1番最後の青少年育成団体と連携し、多彩な体験活動の場の提供や異年齢による交流の場づくりを推進し、とありますが、どのようなことを指されるのか伺いたいで

す。どこも今は子ども会が無くなる地域が多い。子どもがいないということも 1 つありますが、実際お父さんお母さんが役員になりたくない、だから子ども会をやめるという理由も結構多いです。子どもたちに様々な活動の場を提供していきたいのだと思いますが、子ども会がどんどんなくなっているという現実と噛み合っていないような気がします。その辺りは今後どうしていくのか。今、子どもを集める時に子ども会に加入している人は集まるが、それ以外は集まらないことが多い。先日も子ども会の地区会長から話があって、役員のみ手がないと。それなら育友会と PTA を含めて 3 つで共通の役員を作れという話をしている。そうすると、役員の数も少なくなりますし。つまり、子ども会が減少している中で、子どもをどのように集めて、活動の場を提供していくのかをお聞きしたい。

事務局

まず地域・学校・家庭の参画を得て青少年を支える活動というのはどういうことをされているのかということですが、これは青少年育成センターが行っております補導活動を主に考えております。学校から先生に参加していただいておりますし、PTA、子供会の参加もごさいます。月に 1 回、各中学校区で大体 5 つから 6 つ程度のグループを編成して街頭補導を行っております。

地域における青少年団体と連携し、多彩な体験活動の場の提供という部分については、青少年育成協議会という団体がございます、木工教室等を開催しております。全ての地域で年間通して何度も実施というふうには現実問題として実現はしていませんが、そういった活動もしております。

それから今、委員さんが危惧しておられた、地域団体、子ども会の衰退であるとか、そういったこと我々も危惧しているところでございます。こういった形が望ましいのかというのは、ここでは申し上げられないところもございますけれども、各地域・各団体との連携、それから協議のもとに、よりよい形をつくるということを、我々としては支援していかなければいけないというふうに思います。

委員

地域づくりが社会教育の 1 つのテーマとなっています。地域づくりというものは子どもの頃から地域に出て、地域になじむということが前提です。大人になってから地域に出ていくということは、中々難しい。だから、そういう面では地域に出てきてくださいということを PR していかなければいけない。私が子どもの頃は同級生というよりは、近所のお兄さんと遊んだりして年齢差のある人たちと過ごしてきたから、礼儀もある程度分かる。そういったことを自然に学ばせるために地域に出ていかせて、我々も子どもと一緒に成長するということが大事だと思う。是非そのまちづくりというものは、地域に出ていくことから始まるということを皆さんに伝えてもらいたいと思う。

委員長

はい、ありがとうございました。次に行きます。はい、どうぞ。

委員

すいません。家庭教育のところでお聞きしたいのですが、中学校進学前云々と書いてあって、各中学校区に支援チームを配置し、というところについてですが、現在山陽小野田市で、中学

校区の家庭教育支援チームというのは何チームあるのか、それから今からチームを作っていくのかを教えてください。

事務局

はい。まず、現在ですが、小野田中学校区、それから厚陽小中学校区が中学校区の家庭教育支援チームでございます。そして推進指針にも書いておりますが、市の教育行政の方針として、全ての中学校区に、中学校区の家庭教育支援チームをつくるのが計画されております。今現在も3チーム目を作る計画を進めているところであります。

委員

すいません。そのチームの人選について、どういう方が支援チーム員になるのですか。どのような方がどういった研修を受けて支援チーム員になるのか。これは大事なことでお聞きしたいです。

事務局

今、委員がおっしゃったように、人選は非常に重要です。これまで本市の家庭教育支援が大変充実してきた経緯は、長年にわたって主任児童委員、民生児童委員として活躍された方を中心として構成された小学校の家庭教育支援チームのおかげでございます。

令和2年度、令和3年度は就業時健康診断の子育て講座については、PTAの方、他のスタッフの方を集めて、つながりを作ってもらおうというような形態での開催が出来なかったのですが、以前からそういったしっかりしたネットワークづくりをされていらっしゃる方がいます。そのため新しいチームをつくる時にはそういったネットワークづくりをされてこられた現在の小学校区の支援チームリーダーを、中心に作っていきたいと考えていますが、支援チーム会議の中で、私たちだけじゃなくていろいろな人がいた方がいいというアドバイスもいただいております。人選については、支援チームの皆さんと相談しながら選んでいきたいと考えております。

委員

家庭教育支援チームについて、全ての中学校区に支援チームを配置するという事ですが、1番下の丸の新たな人材を獲得するためという部分についてですが、この新たな人材というのは、この各中学校の支援チームを配置するために人材が必要であるということなのか、また別の何かのための人材を確保していくのがよく分からない。この人材確保をするために、ボランティアスタッフの募集を行うというところにつながっていくのかなと思うのですが、そのあたりをお伺いしたい。あと最後にPTA役員や県主催の云々とありますが、これも文章的には、ボランティアスタッフに関係してくるのかな。ここもお聞きしたいです。

事務局

まず、この人材確保というところですが、支援チームの会議で、これまでずっと家庭教育支援チームのリーダーとして活躍されてきた方々から、もっと新しい人材が必要ではないかという話が出まして、いつまでも裾野が広がらないようであれば、活動の持続が困難であるという話になりました。今後、後継者を獲得するために、まずはボランティアという形で参加される方を増やしていこうということをごをここで表現しています。このボランティアスタッフの募集に

ついて、最後の文でPTA役員、県主催の研修受講者に声をかけていくということを書いているのですが、支援チームの会議中で今後、この家庭教育を持続可能なものにするため、PTAのつながりというのは外せないという話になりました。そういう意味でPTAとは一応つながりがあるので、これから話をしてより密接なつながりを持って、少しでも家庭教育支援に携わる方を増やしていきたいと思っております。

県主催の、というところについては県が年間6回開催している家庭教育アドバイザー養成講座というものがあまして、修了すると県のほうから修了者の方に県の出前講座に協力を要請するという制度があります。社会教育課でも家庭教育アドバイザー養成講座をどなたが修了したかということは把握していますので、そういった方々に声をかけていく必要があると考えております。

今週の初めに、市民の方から電話をいただき、家庭教育アドバイザーの研修を受けたいのかがどうしたらいいのかというお話しをされました。その方は自分の子育てはある程度終わったから、今度は地域の人たちへの子育て支援をやっていきたいということでした。そのような前向きな意見もいただいておりますし、本当に探そうと思えば見つかると考えております。いずれにせよPTAとのつながりは大変重要になってくると考えております。

委員

最後の家庭教育のところの文末表現、それから、1つ前の青少年の最後のところも非常に気になります。この指針が全体を通して抽象的で、分かりづらいと思います。特に文末の締めくくりです。先ほど委員さんもおっしゃられていましたが、この指針の1番の柱はひとづくり、地域づくりであって、それがずっと本筋になっていなければならない。先ほどの青少年の健全育成のあたり、そして家庭教育についても主に体制の整備について書かれていますが、その組織づくりを通して、地域を育てていくのか、ひとを育てていくのか、この項目はどっち側を強く訴えたいのか、その辺の趣旨がきちんと文末に示してあれば、筋が通っていくのではないかと思います。これはこの文書全体的に言えるところでございます。

それから、最後の本指針の目標に向けてのところでは、1段目の終わり、そしてまちづくりへとつなげていく必要があります、それから2段目の表現で一層進むと思われ、そして最後の欠かすことができないものという部分が敬体で書かれています。必要があります、ではまだ何をやっていないのか。特にどういうことを訴えたいのか。その辺が見えづらいので、きちんと示したほうがいいと思います。特に最後に敬体で書いてあるのは、どういうことなのでしょう。

事務局

この指針の改正をしていくにあたり、改定についての説明から始まって、基本方針、実践分野別努力事項という流れになっていますが、今おっしゃられたように文末表現についての考えが少し甘かったと思います。

そして分野別の目標が、基本方針のひとづくり、地域づくりにつながるものでないといけなると反省しているところです。先ほど申しましたが、委員の意見を聞いて、改定に取り組んでいきますので、本日いただいた意見をもとに修正をしていこうと思います。

また、敬体、常体については課内で事前に話が挙がりました。これまでの指針も敬体と常体が混在しており、令和4年度の指針を作成するにあたり、初めは敬体で統一しようという話になりましたが、分野別努力事項はしっかりと意思を持って取り組んでいくという意味で、常体

にさせていただきました。そのため、分野別取組事項以外は全て敬体になっています。しかしながら常体と敬体が入り混じっている文は締まりがないということはおっしゃっていただいたとおりであると思いますので、今から考えていきたいと思います。

委員

1番下の本指針の目標に向けてというところで、最初からの説明にもありますように教育委員会と市長部局の連携協働の必要性ということで、特に公民館が地域交流センターになる際に、教育委員会の良さと市長部局の良さ、これを融合させて連携協働して進めていかれるというのはとてもいいことではないかなと思います。施設の所管は市長部局に移るが、教育委員会は、社会教育、生涯教育においてセンターに関わっていかれるというのはとてもいいことだなと思っております。学校としては、先ほどから意見があるように、将来のまちづくりを進めていく担い手となるように学校はもっと地域行事に参加していく必要があるということと呼びかけていく必要があると改めて思っているところです。

また学校が子ども、保護者に対し、地域交流センターに足を運んでもらえるように少しずつ働きかけをする必要があると感じております。以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。この辺りで会議を終わろうかと思いますがよろしいでしょうか。事務局には委員さんたちのご意見を指針に反映していただきたいと存じます。令和4年度の最初の社会教育委員会議で新しい指針が見られると思います。はいどうぞ。

委員

先ほど文化財のところで話が出ましたが、青年の家の解体については、ある程度方向性が決まっているわけですね。その辺を私は聞いておりますが、その報告がこのような場でまだされていません。このことについては後ほど言われる予定なのかもしれませんが、とても大きなことですよね。3年前に青年の家は社会教育施設としてどうしていくか、社会教育委員で視察に行ったところです。それほど社会教育施設として大切な場であるし、先ほどのお話しのように文化財もそこに保管してあると。どういう見通しであるのかをきちんと示してもらっておく必要があるし、皆で方向性について意見も出し合っておく必要があるのではないかと思います。

それから、津布田小学校が今年度で閉校ということですが、その後あの建物について、市はどのように考えているのだろうか。あくまで私の考えですが、青年の家に置いてある文化財を津布田小学校に移動し、保管庫兼展示場にするという方法もあるのではないのでしょうか。社会教育施設として有効活用しようと思えばできるわけですね。そういったことを社会教育委員会で一生懸命検討し、提言していく。その方が価値のある協議であると私は考えております。このことが議題に挙がっていないことがおかしいなと思います。以上。

事務局

大変失礼いたしました。青年の家、きらら交流館の今後のことについては、次第のその他のところでお話をさせていただきたいなと思っておりました。ただいまからご説明をさせていただきますので少しお時間をいただければと思います。

青年の家と天文館を含む糸根公園の今後につきまして、市が整備計画を策定中です。青年の家は、青少年の宿泊研修施設、健全育成施設として、旧山陽町で運営をしていました。また天

文館については、天体の生涯学習施設として、昭和41年から約55年間運営しております。当時は、山陽パークの遊戯施設ということでスタートしておりますが、その後、旧山陽町が買い取り、当時は一般投影をしておったようですが、現在はプラネタリウムの会の皆さんにご尽力いただいて星の教室を年9回行っています。それらを一体とした、糸根公園の整備計画が市で策定中でありまして、健康をテーマとした公園としてリニューアルされる予定となっております。それに伴いまして、施設については今後解体を進めていくこととなります。天文館で行ってございました星の教室の事業、それからプラネタリウムの事業につきましては、令和4年度末で終了させていただきます。また、プラネタリウムをご覧になりたい方を対象に、一般投影会を実施していきたいと思っております。それから星の教室もやっついこうと思っております。糸根公園の整備計画については、スマイルエイジングパークという構想になっており、令和4年度に公園の構想を練るということ、都市計画課と企画課、それから社会教育課が進めてまいります。それが、あらかた形が見えてきたら研修棟を何年に解体するとか、天文館を何年に解体するとか、そういったことが決まってくるとかと思いますが、プラネタリウムに関しましては、もう建物がかなり老朽化しておることと、プラネタリウム本体の電球が、現在、製造されておられませんので、それが切れると投影自体が出来なくなってしまうという問題もございますので、令和4年度末で終了することにしております。委員さんがおっしゃられました青年の家の2階にある文化財を津布田小学校に持っていったらどうかという意見もございますが、それは1つの案としていただきたいと思います。すぐに結論が出ることではございませんので、これは津布田小学校の統合協議会のほうでも検討されているというふう聞いておりますので、そちらにも提案をしていきたいと思っております。

それからきらら交流館でございますが、現在きらら交流館は宿泊研修施設ということで、社会教育施設として運営をしております。しかし現状は、生涯学習施設というよりは観光や交流にシフトした運営をしております。また現在リニューアル計画を凶っているところで、観光交流をメインとした施設にリニューアルをするという計画があります。それに伴いまして、きらら交流館は令和5年2月28日で、一旦営業を中止して、リニューアル改修して、定かではありませんが、令和8年度以降にリニューアルオープンをする計画になっています。青年の家ときらら交流館についての現状報告は以上ですが、ご意見があればお願いしたいと思います。

委員長

はいありがとうございます。各施設における今後の予定が示されましたが、何かありましたらどうぞ。

委員

去年に赤崎地区の人間が何人か集められて話があったようですが、それと関連しているのですか。

事務局

それは、企画課で進めておりました、地元ヒアリングのことだと思います。あとアンケート等できらら交流館の今後の方向性を固めていっているという感じです。

委員

きらら交流館が令和5年2月で全て打ち切ることによって解体されるわけですか。

事務局

解体ではなくリニューアルをしていく予定です。

委員

最終的にはリニューアルをするとなると、また市が補助金を出して、同じように指定管理という方向で行くのですか。それとも市は手を引くのですか。

事務局

はっきり決まっては無いと思いますが、指定管理の方法で考えていると思います。どこかに売却するという予定はないと思います。

委員長

令和4年度までは社会教育の予算でやるけれども、その後はリニューアルをして、観光施設として営業するという話でしたね。社会教育委員会議では、そこにお金が多く使われて、それが社会教育予算の中に含まれていて、それはもったいないと。数字だけ上がって、そこに予算を食われてしまうのではどうしようもないという話があったので、管理が他に移ることはいいことです。その分だけ社会教育の予算を増やしていただければと思います。はい、どうぞ。

委員

すいません。今糸根公園の整備計画の話が出ていますが、それに関連してお願いがあります。青年の家のところ、赤兼山という山があります。去年の8月ぐらいに、ある地域の方がテレビのインタビューを受けられて、日本で2番目に低い山と紹介されていました。せっかく整備計画をされるのであれば、プレートを掲示する等していただきたいと思います。

委員長

ありがとうございます。地元住民でも知らなかったことです。

事務局

よろしいですか。

委員長

はい、どうぞ。

事務局

赤兼山については教育委員会でもそういったお話をお聞きしていましたが、根拠がなかなか取りづらいところがございます、文化財として扱うことは難しい状況になっています。ただ、話としては大変興味深く面白い話だと捉えておりまして、観光協会であるとか、シティセールスにもお話をしておりますし、この度お聞きしたのは地元の有志が看板を作って、そこに建てようという話も聞いておりますので、そういった形で活用ができれば、面白いなというふうには思っております。

委員長

はい、ありがとうございました。あとは事務局に回していいですか。はい、よろしく願いいたします。

事務局

委員長、委員の皆さま大変ありがとうございました。指針については次回の会議で、ご提示できると思います。その時にもご指摘をいただければと思います。それではその他については先ほど申した部分ですので省略したいと思います。

委員

その前に、いいですか。今青年の家、きらら交流館については、議題の中で話がでたわけですよ。昨年度末の2月のこの会議で、私が公民館のセンター化についての話を最後に発言したと思うのですが、その部分は議事録に入っていなかったですよ。今の話も協議をしたのだから、それを議事録に入れる必要があると思います。その点だけ確認をしておきます。以上です。

事務局。

はい、ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。

それでは最後の挨拶を社会教育課長より申し上げます。

社会教育課長

失礼します。本当に長時間にわたりありがとうございました。コロナが蔓延している状況で本会議の開催もどうかと思ったところですが、非常にこの会議は重要ということを考え、開催という判断を取らせていただきました。今日協議していただきました推進指針は本市社会教育行政のガイドラインということでございます。この指針をもとに、私たちは社会教育行政を進めてまいりたいと思っております。この度いただきましたご意見をもとにブラッシュアップを行って、令和4年度から新しい指針を基に、気持ちを新たに社会教育の推進をしてまいりたいと思います。今後とも、本市社会教育の推進のため、お力添えをいただきますようお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

事務局

以上をもちまして、令和3年度第3回社会教育委員会会議を終了いたします。皆さまお疲れ様でした。